

建設業、解体工事業、産業廃棄物処理業における 労働災害多発による緊急要請

熊本労働局では、平成 29 年 11 月 16 日（木）に下記の事業者団体の代表者に集まっていたき、災害防止対策強化の緊急要請を行いました。

要請先団体
一般社団法人熊本県建設業協会
一般社団法人熊本県解体工事業協会
一般社団法人熊本県産業資源循環協会



一般社団法人熊本県建設業協会長 殿

熊本労働局労働基準部長

災害復旧工事及び解体工事における災害防止対策の
徹底について（緊急要請）

日頃より労働災害防止活動に関し、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、平成28年4月に発生した熊本地震以降、災害復旧工事や公費等による解体工事が数多く施工されておりますが、建設業における労働災害は、昨年から本年にかけ非常な多発傾向にあり減少が見られません。

本年の建設業での死亡者数は、既に7人（11月4日現在）となっており、熊本地震により増加した昨年の同期（6人）を上回る状況となっております。一方、休業4日以上（災害についても、10月末現在において、291件（全産業の20.5%）であり、前年比で40件増（+15.9%）、平成24年比（第12次労働災害防止計画における比較対象値）で81件増（+38.6%）となり、誠に憂慮すべき状況となっております。（別添参照）

また、建築物や構築物（ブロック塀等を含む）（以下「建築物等」という。）への地震による力の影響は建築物の経年劣化と相まって複雑なものがあり、解体する建築物等に係る建築当時の設計図面等も存在しないことがほとんどであるため、解体作業については、実態に即した慎重な作業計画及び施工が必要となります。

以上のような状況から、今後、労働災害により尊い生命が失われたり、休業を要する重傷を負うことがないように、店社（本社等）及び工事（作業）現場における労働災害防止対策の徹底を、貴協会の会員事業場に周知・啓発していただきますよう緊急要請いたします。

なお、下記事項については、本年における死亡災害等の発生状況から、店社及び工事現場における重要な取組となりますので、特段の周知・啓発及び対策の徹底をお願いいたします。

記

- 1 店社においては、現場の作業計画の策定に参画し、安全を最優先した作業計画となるよう管理を徹底すること。
また、労働安全衛生法において選任が義務づけられている各種作業主任者については、選任のみならず、その職務が適正に履行できる作業員配置とすること。
- 2 解体工事においては、地震による建築物等への複雑な力の影響があることを認識し、建築物等の崩壊・倒壊の危険性を検討し、作業員の立入禁止区域の明確な設定や建設機械の適正な配置等の対策を講じること。

- 3 コンクリート造の建築物等の解体作業においては、地震による鉄筋の断線や、無配筋であるとの可能性を検討した上で作業計画を策定し作業を実施すること。
- 4 スレート屋根上における作業については、踏み抜きによる墜落等を防止するため、歩み板（幅30センチメートル以上）の使用と防網（ネット）の設置等を確実に実施すること。
- 5 木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事における災害の防止
木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事を行う場合には、墜落・転落災害防止のため、作業床を設けることを原則とすること。作業床を設けることが困難な場合には、安全带等の取付設備を設置した上で、安全带を確実に使用させること。
- 6 建築物の解体、改修工事における安全対策及び石綿ばく露の防止
建築物の解体に当たって車両系建設機械（解体用）を使用する場合には、あらかじめ作業計画を定めこれに基づき作業をさせるとともに、物体の飛来等のおそれがある箇所への労働者の立入禁止措置、労働者との接触防止等の措置を講じる等の適切な措置をとること。
また、石綿の使用の有無を事前に調査し、防じんマスクの使用等の石綿粉じんのばく露防止対策の徹底を図ること。
- 7 道路等復旧工事における災害の防止
路盤の補修、軌道の付替、橋桁や橋脚の補修工事等が行われるため、移動式クレーン、建設機械等による災害の防止対策のほか、道路における建設工事中の交通労働災害防止対策等の徹底を図ること。
- 8 土砂崩壊災害の防止
作業箇所等を事前に十分に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を策定した上で、これに基づき作業を行うこと。また、二次災害防止のため、点検者を指名して、地山の異常をできるだけ早期に発見するようにするとともに、土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設けること等により、土砂崩壊災害防止対策の徹底を図ること。
- 9 脚立、はしご等（用具）からの墜落災害を防止するために、適正用具の選定、作業に適した作業方法及び墜落防止措置に係る教育を徹底し、現場における不適正な用具の使用及び作業方法を排除すること。
- 10 第三者（通行人等）の安全確保のために、建設工事現場及び工事により危険の及ぶ可能性のある場所については、立入禁止措置、誘導員の適正な配置等の対策を講じること。

一般社団法人熊本県解体工事業協会長 殿

熊本労働局労働基準部長

災害復旧工事及び解体工事における災害防止対策の
徹底について（緊急要請）

日頃より労働災害防止活動に関し、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、平成28年4月に発生した熊本地震以降、災害復旧工事や公費等による解体工事が数多く施工されておりますが、建設業における労働災害は、昨年から本年にかけ非常な多発傾向にあり減少が見られません。

本年の建設業での死亡者数は、既に7人（11月4日現在）となっており、熊本地震により増加した昨年の同期（6人）を上回る状況となっております。一方、休業4日以上（災害についても、10月末現在において、291件（全産業の20.5%）であり、前年比で40件増（+15.9%）、平成24年比（第12次労働災害防止計画における比較対象値）で81件増（+38.6%）となり、誠に憂慮すべき状況となっております。（別添参照）

また、建築物や構築物（ブロック塀等を含む）（以下「建築物等」という。）への地震による力の影響は建築物の経年劣化と相まって複雑なものがあり、解体する建築物等に係る建築当時の設計図面等も存在しないことがほとんどであるため、解体作業については、実態に即した慎重な作業計画及び施工が必要となります。

以上のような状況から、今後、労働災害により尊い生命が失われたり、休業を要する重傷を負うことがないように、店社（本社等）及び工事（作業）現場における労働災害防止対策の徹底を、貴協会の会員事業場に周知・啓発していただきますよう緊急要請いたします。

なお、下記事項については、本年における死亡災害等の発生状況から、店社及び工事現場における重要な取組となりますので、特段の周知・啓発及び対策の徹底をお願いいたします。

記

- 1 店社においては、現場の作業計画の策定に参画し、安全を最優先した作業計画となるよう管理を徹底すること。
また、労働安全衛生法において選任が義務づけられている各種作業主任者については、選任のみならず、その職務が適正に履行できる作業員配置とすること。
- 2 解体工事においては、地震による建築物等への複雑な力の影響があることを認識し、建築物等の崩壊・倒壊の危険性を検討し、作業員の立入禁止区域の明確な設定や建設機械の適正な配置等の対策を講じること。

- 3 コンクリート造の建築物等の解体作業においては、地震による鉄筋の断線や、無配筋であるとの可能性を検討した上で作業計画を策定し作業を実施すること。
- 4 スレート屋根上における作業については、踏み抜きによる墜落等を防止するため、歩み板（幅30センチメートル以上）の使用と防網（ネット）の設置等を確実に実施すること。
- 5 木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事における災害の防止
木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事を行う場合には、墜落・転落災害防止のため、作業床を設けることを原則とすること。作業床を設けることが困難な場合には、安全带等の取付設備を設置した上で、安全带を確実に使用させること。
- 6 建築物の解体、改修工事における安全対策及び石綿ばく露の防止
建築物の解体に当たって車両系建設機械（解体用）を使用する場合には、あらかじめ作業計画を定めこれに基づき作業をさせるとともに、物体の飛来等のおそれがある箇所への労働者の立入禁止措置、労働者との接触防止等の措置を講じる等の適切な措置をとること。
また、石綿の使用の有無を事前に調査し、防じんマスクの使用等の石綿粉じんのばく露防止対策の徹底を図ること。
- 7 道路等復旧工事における災害の防止
路盤の補修、軌道の付替、橋桁や橋脚の補修工事等が行われるため、移動式クレーン、建設機械等による災害の防止対策のほか、道路における建設工事中の交通労働災害防止対策等の徹底を図ること。
- 8 土砂崩壊災害の防止
作業箇所等を事前に十分に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を策定した上で、これに基づき作業を行うこと。また、二次災害防止のため、点検者を指名して、地山の異常をできるだけ早期に発見するようにするとともに、土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設けること等により、土砂崩壊災害防止対策の徹底を図ること。
- 9 脚立、はしご等（用具）からの墜落災害を防止するために、適正用具の選定、作業に適した作業方法及び墜落防止措置に係る教育を徹底し、現場における不適正な用具の使用及び作業方法を排除すること。
- 10 第三者（通行人等）の安全確保のために、建設工事現場及び工事により危険の及ぶ可能性のある場所については、立入禁止措置、誘導員の適正な配置等の対策を講じること。

一般社団法人熊本県産業資源循環協会長 殿

熊本労働局労働基準部長

災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働災害防止活動に関し、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、平成28年4月に発生した熊本地震以降、災害復旧工事や公費等による解体工事が数多く施工され、これに伴い、産業廃棄物の増加が継続しております。一方、産業廃棄物処理業における労働災害については、昨年から本年にかけ多発傾向にあり減少が見られません。

本年の産業廃棄物処理業における労働災害は、10月に死亡災害が発生し、休業4日以上の災害（10月末現在）は、前年の20件を上回る23件で、平成24年（第12次労働災害防止計画における比較対象値）の8件の3倍増となっており、誠に憂慮すべき状況となっております。（別添参照）

今後においても、建築物の解体、新築に伴う産業廃棄物の処理量増加は続くと予想され、労働災害の更なる増加が懸念されることから、今後、尊い生命が失われたり、休業を要する重傷を負うことがないように、本社及び作業現場における労働災害防止対策の徹底を、貴協会の会員事業場に周知・啓発していただきますよう緊急要請いたします。

なお、下記事項については、本年における死亡災害等の発生状況から、本社及び作業現場における重要な取組となりますので、特段の周知・啓発及び対策の徹底をお願いいたします。

記

- 1 本社においては、現場の作業計画の策定に参画し、安全を最優先した作業計画となるよう管理を徹底すること。
また、フォークリフト、車両系建設機械及び移動式クレーン等を用いた作業を行う場合においては、作業場所の状況に即した作業計画、作業方法を決定し、関係労働者に周知すること。
- 2 労働者の雇入れ時、作業内容の変更時においては、次の事項に係る教育を徹底すること。
使用する機械、安全装置、有害物抑制装置の性能及び取扱い方法
原材料等の危険性又は有害性、取扱い方法
保護具の性能及び取扱い方法
作業手順等に関すること
作業開始時の点検に関すること
- 3 産業廃棄物の収集場所においては、車両系建設機械や車両系荷役運搬機械等が混在

しているため、労働者と建設機械、車両系荷役運搬機械等との接触防止措置を徹底すること。

- 4 車両系建設機械等による産業廃棄物の選別や車両系荷役運搬機械への積込みの際には、木材等が飛散し、労働者に激突する危険があるため、安全な作業位置（防護柵内など）における作業を徹底すること。また、車両系荷役運搬機械等からの荷の滑落、崩壊の危険についても、その危険が回避できる安全な位置で作業を行わせること。
- 5 移動式クレーン、フォークリフト、車両系建設機械の運転及び玉掛作業等については、労働安全衛生法に定められた有資格者に行わせること。
- 6 石綿を含有する建築廃材等の積込み、積卸しの作業を行う労働者に対しては、石綿の有害性や健康に及ぼす影響を十分教育し、国家検定を受けた有効な呼吸用保護具（マスク）の着用を徹底させること。
また、物の飛来・落下、墜落・転落の危険がある場合においては、ヘルメット（保護帽）や安全帯を確実に使用させること。
- 7 産業廃棄物を選別、プレス、切断・破砕等する機械については、非常停止装置が作業者の位置に取付けられているか確認を行い、毎作業開始前に、安全カバーの取付状況確認及び有効稼働保持を徹底させること。
- 8 脚立、はしご等（用具）からの墜落災害を防止するために、適正用具の選定、作業に適した作業方法及び墜落防止措置に係る教育を徹底し、作業現場における不適正な用具の使用及び作業方法を排除すること。
- 9 第三者（通行人等）の安全確保のために、産業廃棄物の回収作業等により危険の及ぶ可能性のある場所については、立入禁止措置、誘導員の適正な配置等の対策を講じること。